芽室町議会広報編集発行要領(改正案)

(目的)

第1条 議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の一般質問や議案審議の状況、委員会の開催状況などを住民に正しく周知し、「ありのままを公開し、 住民とともに歩む議会広報の発行」の推進を目的とする。

(発行責任者)

- 第2条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委員会の所 管とする。
- 2 発行のため編集企画会議を設置する。
- 3 編集企画会議の委員は議会運営委員会で決定する。(発行時期)
- 第3条 「めむろ議会だより」は年12回発行を基本とする。

(構成・編集方針)

- 第4条 「めむろ議会だより」の構成・編集方針は次のとおりとする。
 - (1) 表紙は、将来性から子ども・人物等の写真を基本に掲載する。
 - (2) 議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然化する。
 - (3) 十分な議事を公開する広報 徹底した情報公開
 - (4) 適切な記事の取捨選択する広報 住民にとって重要記事の掲載
 - (5) 読者(住民)参加促進する広報 住民の声を聴き、企画・対話
 - (6) 分かりやすい記事と見出しの広報

誰が読んでも理解できるよう創意工夫(簡潔・正確・分かりや すい文章)

具体的な見出しへの創意工夫(関心を誘発する見出し)

(7) 読みやすい広報

目につく表紙へ創意工夫(斬新、魅力ある写真、読みたくなる 見出し)

読みやすい紙面へ創意工夫(縦書き・レイアウト・写真・グラフ・図・イラストの活用)

(企画)

- 第5条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。
 - (1) 議案と審議内容
 - ア 議案記事 (議案内容の明快性) の掲載
 - イ 審議内容(質疑・答弁・討論の具体性)の掲載
 - ウ 議決結果(各議員の賛否で透明性)の掲載
 - (2) 一般質問(インパクト性・簡潔性・統一性)
 - (3) 議会活動(委員会活動・全員協議会の強化と連動・意見書の重要 性)
 - (4) 住民登場コーナー(住民参加の推進) (委任)
- 第6条 この要領の改正並びにこの要領に定めのない事項については、議会 運営委員会に諮って議長が決定する。

附則

- この要領は、平成24年4月12日から施行する。
- この要領は、令和 年 月 日から施行する。

議会広報編集発行要領の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(発行責任者) 第2条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。 2 発行のため編集企画会議を設置する。 3 編集企画会議の委員は議会運営委員会で決定する。	(発行責任者) 第2条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委 員会の所管とする。
(発行時期) 第3条 「めむろ議会だより」は年12回発行 <u>を基本とする。</u>	(発行時期) 第3条 「めむろ議会だより」は年12回発行 <u>する。</u>
(構成・編集方針) 第4条 「めむろ議会だより」の構成・編集方針 は次のとおりとする。	(編集方針) 第4条 芽室町議会広報の編集方針 は次のとおりとする。
(1) 表紙は、将来性から子ども・人物等の写真を基本に掲載する。 (2) 議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然	
(2) 概念 放貨的、安良ム マイピーラダッドの報を必然である。 (3) 十分な議事を公開する広報 徹底した情報公開	<u>(1)</u> 十分な議事を公開する広報 徹底した情報公開
(4) 適切な記事の取捨選択する広報 住民にとって重要記事の掲載 (5) 読者(住民)参加促進する広報	(2) 適切な記事の取捨選択する広報 住民にとって重要記事の掲載 (3) 読者(住民)参加促進する広報

改正案	現行
住民の声を聴き、企画・対話 (6) 分かりやすい記事と見出しの広報 誰が読んでも理解できるよう創意工夫(簡潔・正確・分かりやすい文章) 具体的な見出しへの創意工夫(関心を誘発する見出し)	住民の声を聴き、企画・対話 (4) 分かりやすい記事と見出しの広報 誰が読んでも理解できるよう創意工夫(簡潔・正確・分かりやすい文章) 具体的な見出しへの創意工夫(関心を誘発する見出し)
(7) 読みやすい広報 目につく表紙へ創意工夫(斬新、魅力ある写真、読み たくなる見出し) 読みやすい紙面へ創意工夫(縦書き・レイアウト・写 真・グラフ・図・イラストの活用)	(5) 読みやすい広報 目につく表紙へ創意工夫(斬新、魅力ある写真、読み たくなる見出し) 読みやすい紙面へ創意工夫(縦書き・レイアウト・写 真・グラフ・図・イラストの活用)
	(構成) 第5条 「めむろ議会だより」の構成は次のとおりとする。 (1) 縦書き・ページ数20ページを基本とする。 (2) 表紙は、将来性から子供の写真を基本に掲載する。 (3) 議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然化する。 化する。 2 「めむろ町議会まめ通信」の構成は次のとおりとする。 (1) 縦書き・ページ数4ページ(A3両面)を基本とする。 (2) 定例会結果(速報)を掲載。 (3) 一般質問は項目のみ簡潔に掲載する。(インパクト化・簡潔性・統一性)

改正案	現行
	(4) 議会活動ページには写真の掲載を必然化する。
(企画) 第5条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。(1) 一略一ア〜ウ 一略一(2) 一略一	(企画) 第6条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。(1) 一略一ア〜ウ 一略一(2) 一略一
(3) 議会活動(委員会活動・全員協議会の強化と連動・意見書の重要性)	(3) 議会活動(委員会活動・ <mark>議員協議会</mark> の強化と連動・意見 書の重要性)
(4) 一略一	(4) 一略一 2 「めむろ町議会まめ通信」の企画は次のとおりとする。 (1) 議決結果(速報など俊敏性) (2) 議会活動(委員会活動・議員協議会の強化と連動・意見書の重要性) (3) 一般質問項目(簡潔性・インパクト・イメージ性一見出し・関連写真掲載) (4) お知らせ(公開性・緊急性)
(委任) 第6条 一略一	(委任) 第7条 一略一
<u>附 則</u> この要領は、令和 年 月 日から施行する。	